

社会福祉法人相幸福社会 行動計画

(計画期間:令和8年4月1日～令和11年3月31日)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすく、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、つぎのように行動計画を作成する。

1. 目標 育児休業の取得促進

- ・ 女性の育児休業取得率を95%に維持する。
- ・ 男性の育児休業取得率を10%引き上げる。

【実施時期・具体的な取組内容】

令和8年4月1日～

- ・ 育児休業制度の内容をまとめた案内資料を作成し、職員へ周知する。
- ・ 男性職員に対して、育児休業取得を促す個別説明を実施する。
- ・ 管理職に対して、育児休業取得を支援するためのポイントを説明し、理解促進を図る。
- ・ 育児休業取得者の事例を法人内で共有し、取得しやすい職場風土を醸成する。

2. 目標 働きやすい職場環境の整備

- ・ 年次有給休暇の取得率を70%に引き上げる。
- ・ 所定外労働時間を10%削減する。

【実施時期・具体的な取組内容】

令和8年4月1日～

- ・ 年次有給休暇の計画的取得を推進し、管理職へ取得促進の指導を行う。
- ・ 業務の役割分担の見直しを行い、業務効率化を図る。
- ・ 会議の時間短縮、ICT活用、ペーパーレス化などの業務改善を進める。
- ・ 残業時間の状況を定期的に確認し、必要に応じて改善策を検討する。

3. 目標 職員の定着促進

- ・ 平均勤続年数10年以上の達成を目指す。

【実施時期・具体的な取組内容】

令和8年4月1日～

- ・ 新任職員に対して、必要に応じてフォローや相談対応を行う。
- ・ キャリア形成支援として、研修参加の機会を拡充する。
- ・ 面談や日常のコミュニケーションを通じて職員の意見を把握し、職場環境の改善に努める。
- ・ メンタルヘルス相談体制を整備し、安心して働ける環境をつくる。

4. 目標 ハラスメント防止体制の強化

- ・ ハラスメント防止に関する研修や説明を行い、全職員の理解を促す。
- ・ 相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境を整える。

【実施時期・具体的な取組内容】

令和8年4月1日～

- ・ パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等に関する研修や説明を実施する。
- ・ 相談窓口の担当者を明確にし、相談しやすい体制を整備する。
- ・ ハラスメント防止に関する掲示物やリーフレットを作成し、周知を徹底する。
- ・ 相談内容の秘密保持を徹底し、安心して相談できる環境を確保する。